

特定非営利活動法人MOSA定款

特定非営利活動法人MOSA定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人MOSA という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区松濤1丁目28番6号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、パーソナルコンピュータのソフトウェアに興味があり、熱意を持ってプログラムを目指す人を対象に、年齢性別や身体的障害の有無にかかわらず次の施策を行う。パーソナルコンピュータのソフトウェア開発者の育成、それに係わる教育事業、情報提供事業などの推進を主とし、開発者同士の交流、また、ソフトウェア開発環境やツールなどに関する情報交換を行う。併せて、開発従事者に対する各種の支援活動を推進し、ユーザーの啓発とソフトウェアの普及に努め、コンピュータ産業の健全な発展と障害者の社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ソフトウェア開発技術に関する情報収集及び情報提供事業
 - ① インターネットを活用し、ホームページおよび電子メールによる技術関連情報の提供事業
 - ② ソフトウェア開発技術者と企業への情報提供によるビジネスマッチング事業
 - ③ 製品情報の提供とホームページによる広報事業
- (2) ソフトウェア開発に関する教育事業
 - ① ソフトウェアに関する講習会、セミナー、シンポジウム等の開催および受託
 - ② ソフトウェア開発教育に関する講師派遣
- (3) ソフトウェア開発に関する普及啓発事業
 - ① ホームページの開設・運営
 - ② 開発者とユーザーの情報交換会の開催
 - ③ プログラム発掘を目的としたセミナーの開催
 - ④ 情報技術に関わる起業相談と支援
- (4) ソフトウェア開発に関する調査研究事業

- ①情報技術に関わる国内外の視察、見学会の開催
 - ②ソフトウェア市場の研究と調査
 - ③ソフトウェア開発技術に関わる書籍および電子媒体の出版とインターネットを利用した情報サービス事業
- (5) 情報技術に関わる団体との情報交換、支援活動およびネットワークの構築事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するため入会した個人および団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した文部科学省が管掌する学校および国際ナショナルスクールの学生
- (4) 研究室会員 この法人の目的に賛同して入会した文部科学省が管掌する学校の研究室

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上、20人以内
 - (2) 監事2人以上、3人以内
- 2 理事のうち1人を会長、2人以上4人以内を副会長、1人を専務理事、2人以上6人以内を常任理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事及び常任理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は業務を総括掌理し、会長及び副会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 4 常任理事は、専務理事を補佐し、業務の執行を総括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に

報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することがで

- きる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 個人会員または法人会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	矢野 孝一
副会長	岩田 勇
副会長	立野 康一
副会長	林 伸夫
副会長	小池 邦人
常任理事	石崎 治
常任理事	田中 太郎
常任理事	高橋 政明
常任理事	松木 英一
常任理事	加藤 幹也
常任理事	佐藤 徹
監 事	高橋 真人
監 事	松田 純一
理 事	新庄 宗昭
理 事	魚井 宏高
理 事	内田 則政
理 事	大谷 和利
理 事	小野 慎一
理 事	恩田 英樹
理 事	籠谷 正樹
理 事	小林 正明
理 事	小森 良隆
理 事	西原 由実
理 事	西村 俊一
理 事	NORTHCOTT RICHARD JAMES ノースcott リチャード ジェームス
理 事	藤木 修
理 事	案浦 浩二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金：	正会員	個人	0 円
		団体	0 円
	学生会員		0 円
	賛助会員 (個人・団体)		0 円

(2) 年会費：	正会員	個人	10,000 円
		団体	50,000 円
	学生会員		5,000 円
	賛助会員 (個人・団体)	一口	100,000 円 (5口以上)

平成17年 6月30日 一部変更

平成17年11月11日 一部変更

平成18年11月 6日 一部変更

平成21年10月22日 一部変更

細 則

第1章 入会金および会費

(入会金および会費)

第1条 この法人の入会金及び会費は、平成18年度より次に掲げる額とする。

(1) 入会金：	正会員	個人	0 円
		団体	0 円
	賛助会員	個人	0 円
		団体	0 円
	学生会員		0 円
	研究室会員		0 円
(2) 年会費：	正会員	個人	12,000 円
		団体	50,000 円
	賛助会員	個人	10,000 円
		団体	一口 100,000 円 (5口以上)
	学生会員		5,000 円
	研究室会員		30,000 円

2 平成18年6月23日以前に入会した個人の正会員の18年度会費は本改訂前の額を適用する。

第2章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第2条 この法人の事業を積極的に推進するために運営委員会を設ける。

(運営委員の種別及び定数)

第3条 運営委員会に次の委員を置く

- (1) 運営委員 7人以上 (上限を設けない)
- 2 委員のうち1人を委員長、1人を副委員長とする。

(運営委員の選任等)

第4条 運営委員は、理事会において会員の中から選任する。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- 3 監事、理事又はこの法人の職員は委員になることができない。

(運営委員の任期等)

第5条 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長および副委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の機能)

第6条 運営委員会は、総会の決議した事業計画の執行に関する企画と実施案を理事会に提案する。

(運営委員会の開催と議長)

第7条 運営委員会は原則として四半期に1回以上開催する。

- 2 会は次に掲げる場合に委員長の招集により開催し、議長は委員長がこれにあたる。

- (1) 委員長が必要と認めたとき。
- (2) 委員総数の2分の1以上から委員会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(運営委員会の議決)

第8条 運営委員会の議事は、委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事は運営委員会に出席し意見を述べるができる。但し、議事の議決に加わることはできない。

(運営委員会の議事録)

第9条 定款 第37条に準ずる。

第3章 ワーキング・グループ

(ワーキング・グループの設置)

第10条 この法人の活動を積極的に推進するためにワーキング・グループを設けることができる。

(ワーキング・グループの創設)

第11条 ワーキング・グループの創設は、会員からグループ活動の目的及び方法を明記した書面又は電磁的方法による提案を理事会に提出し、理事会がこれを承認しグループの活動をすることができる。

(ワーキング・グループの構成)

第12条 ワーキング・グループは会員をもって構成する。

- 2 ワーキング・グループは各グループに一人のグループ責任者（グループ長）を置き、理事会がこれを選任する。
- 3 理事会はそれぞれのワーキング・グループを管理、監督する一人の理事を選任しなければならない。

(ワーキング・グループ活動期間と解散)

第13条 活動期間は特に定めず、グループの存続の有無については都度又は年度毎に理事会において審議する。

- 2 グループの活動がこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは理事会の議決により、グループを解散することができる。

(ワーキング・グループの機能と予算)

第14条 ワーキング・グループは、定款に定めた事業の目的を対象に活動をするため、この法人の機能を活用し会員メールの利用及び集会を開催することができる。

- 2 ワーキング・グループの活動にかかる予算は、総会の決議した事業予算の範囲で事前に監督する理事の承認を得なければならない。
- 3 監督する理事は、ワーキング・グループの活動にかかる1万円以上の予算については理事会の承認を得なければならない。「活動にかかる予算」とは会合のための会場費、使用機材のレンタル費等に限られる。

(ワーキング・グループの活動報告)

第15条 グループ責任者は、そのグループの活動報告を四半期毎に監督する理事を通じて理事会に書面又は電磁的方法により報告しなければならない。